# 入 札 公 告

下記のとおり、制限付き一般競争入札を行いますので、津幡町水道事業会計規程(平成2年津幡町水道事業管理規程第1号)第2条第2項において準用する津幡町財務規則(昭和60年津幡町規則第1号)第118条の規定に基づき公告します。

なお、本入札は開札後に落札候補者に対して資格要件の適否審査を行い、落札者を決定する**事後審査型制限付き一般競争入札**です。

令和7年10月15日

津幡町水道事業 津幡町長 矢田 富郎

- 1 入札対象工事
- (1) 工 事 名 老朽管更新事業 高区配水区 150mm 配水管布設替工事 (その8)
- (2) 工事場所 津幡町字 小熊 地内
- (3) 完成期日 令和8年3月13日
- (4) 工事概要 · 150 mm配水管布設替工 L=99.8m
  - As 舗装本復旧工 A=413.0m2
  - ・既設管エアミルク充填工 N=1 式
- (5) 入札方法 電子入札による。(事後審査型)
- 2 入札参加資格 単体による参加
- 3 入札参加資格要件

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(手続き開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けた者は除く。)でないこと。
- (3) 入札参加資格確認申請書の提出期限の末日からこの工事の開札の日までの期間に、石川県及び県内市町の各機関において指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) この工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (5) 役員(役員として登記または届出されていないが、事実上経営に参加している者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。)と認められる者でないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。
- (7) 本公告日において町税及び県税、国税を滞納していない者であること。
- (8) 令和7年度の津幡町建設工事競争入札参加資格において「管工事」の競争入札参加資格を有すること。
- (9) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可に係る**主たる営業所の所在地が津幡町内**にあること。
- (10) 審査基準日が**令和6年10月1日直前**(令和5年10月1日から令和6年9月30日までの間にあるもの。)の経営事項審査において「**管工事」の年間平均完成工事高が4,100万円以上である**こと。

(11) 配置予定技術者に係る事項

次に掲げる要件をすべて満たす者を主任(監理)技術者として配置できること。

- a. 3ヶ月以上の雇用関係にある者
- b. **1級若しくは2級管工事施工管理技士**の資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣が認定した者。(現場代理人と兼務可)

なお、配置予定の技術者として二人まで、同時に申請することができる。 また、同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とすることは差し支えないが、他の工事を落札したことにより申請した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した申請書の取り下げ又は入札の辞退を行うこと。

※この工事の配置予定技術者については、この工事を含む、二以上の工事を主任技術者として兼務する ことができるものとする。

(12) 施工実績に係る事項

平成22年4月1日以降に石川県内において、公共機関等(国、地方公共団体、公団又は公社等)が発注した水道施設等における管工事(契約金額が130万円を超える工事に限る。)を元請けとして施工し、引き渡した実績(施工中を除く。)を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。)

4 入札参加申込手続

この入札に参加を希望する者は、「入札参加申請書」を添付のうえ、本町の電子入札システムにおいて参加申込をすること。

- (1) 受付期間 <u>令和7年10月15日(水) 9時00分から</u> 令和7年10月24日(金) 17時00分まで
- (2) 提出書類 入札参加申請書(添付するファイルの名称は会社名(括弧書き)及び工事名とすること。)
- (3) 紙入札方式の承認

やむを得ない事由により電子入札システムで申請できない者は、「入札参加申請書」、「紙入札承諾願」各 1部を**令和7年10月24日(金)17時00分まで(時間厳守)**に総務部監理課へ直接持参又は郵送すること。

5 設計図書の閲覧期間

令和7年10月15日(水)~令和7年11月7日(金)まで

6 設計図書の閲覧方法

津幡町ホームページ上より、入札情報システム(PPI)にログインし入札予定画面より本工事の設計 図書をダウンロードしてください。

7 質問の受付期間及び方法

**令和7年10月15日(水)から令和7年10月24日(金)17時00分**までに、文書(様式は任意)により、直接持参又は郵送(FAX可:076-288-6470)するか、電子メール(E-mail:kanri@town.tsubata.lg.jp)にて提出してください。(必着)

なお、FAX 又は電子メールの送信後は、確認のため必ず電話連絡してください。

8 入札書の受付期間

入 札 開 始 日 時: **令和7年11月4日(火) 8時00分** 入札書提出締切日時: **令和7年11月6日(木) 15時00分** 

- 9 工事費内訳書の提出について
- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出してください。
- (2) 工事費内訳書の様式は任意であるが、**明細書までの内訳金額が明らかなもの**を提出してください。
- (3) 工事費内訳書の表紙には、工事名及び会社名を記載してください。
- (4) 工事費内訳書を提出しないときは入札に参加できません。
- 10 開札日時

## 令和7年11月7日(金)9時20分

- 11 入札及び契約の条件
- (1) 最低制限価格 有(事後公表)
- (2) 契約保証金 要(契約金額の100分の10以上)
- (3) 前金払 有(契約金額の40%以内)公共工事の前金払取扱要綱に定める範囲とする。
- (4) 中間前金払 有(契約金額の20%以内)公共工事の中間前金払取扱要綱に定める範囲とする。
- (5) 部分払 有 (津幡町財務規則に定める範囲とする。) ※中間前金払と部分払のいずれかを選択することとし、契約締結時に「中間前金払と部分払の選択に係る 届出書」を提出しなければならない。
- (6) 契約の締結 落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内(十、日、祝日を除く)。
- (7) 本工事の落札者は同日に開札予定の老朽管更新事業 高区配水区 150 mm配水管布設替工事(その7)の落 札者とはしない。
- 12 落札候補者の決定方法
- (1) 落札候補者は、次の要件に該当する者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。
- ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内の者であること。
- イ 入札価格が最低制限価格以上の者であること。
- (2) (1) において、最低の価格となった者が2者以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- 13 入札参加資格の審査
- (1) 開札時点では、落札を保留して、前項により落札候補者となった者について、入札参加資格の審査を行う。このため、入札参加申請者は下記の「入札参加資格確認資料」について、**本工事の開札日時までに**用意すること。また、落札候補者とする旨の通知を受けた者は、下記資料を**令和7年11月10日(月)正午(時間厳守)**までに総務部監理課へ直接持参すること。
- (2) 入札参加資格確認資料(書面により提出するもの)
  - a 入札参加資格確認申請書
  - b 同種、類似工事実績調書
    - ・施工実績が確認できるものを添付してください。(契約書又はコリンズカルテ等の写し)
    - ・当該工事を共同企業体で施工している場合は、当該共同企業体の協定書の写しを添付してください。
  - c 配置予定技術者調書
    - ・資格、免許証等の写しを添付してください。
    - ・施工実績が確認できるものを添付してください。(現場代理人及び主任(監理)技術者等選任届又はコリンズカルテ等の写し)
    - ・技術者の雇用関係が確認できるもの(健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等の写し) を添付してください。

### d 指名停止措置等の調査について

# e 審査基準日が令和6年10月1日直前の経営事項審査結果通知書(写し)(※令和7年度制限付き 一般競争入札の参加申請において、すでに提出されている方は不要です。)

# f 資本関係·人的関係等調書

### (3) その他

- ア 資料の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された申請書及び資料は、参加資格者の確認以外には、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

### 14 落札価格

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

### 15 落札者の決定

落札候補者の入札参加資格を審査し、落札候補者が入札参加資格を有していると認めた場合には、落札者として決定し、その旨を通知する。ただし、審査の結果、落札候補者の資格要件が不足している場合には、その者の行なった入札は無効とし、次の順位の落札候補者から入札参加資格確認資料の提出を求め、順次審査を行い、落札者が決定するまで行うものとする。

### 16 入札に関する無効事項

入札参加資格のない者、虚偽の入札参加資格の確認申請を行った者、工事費内訳書を提出しない者、当該最低制限価格を下回る額で入札した者及び津幡町競争入札心得に違反した者の入札は、無効とします。

詳細については、総務部監理課までお問い合わせください。

TEL (076) 288-2121 入札契約係

FAX (076) 288-6470